

本県の子ども・青少年を取り巻く現状と取組状況の概要 (R4. 3作成)

I 子ども・青少年を取り巻く現状 ※ 数値について、ただし書きがない場合は全て本県の数値)

1 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 少子化の現状

ア 出生数・年少人口の状況

- 出生数、年少人口（0～14歳の人口）ともに減少傾向にある。

・出生数	: 94,356人（昭和55年）→60,865人（令和2年）
・合計特殊出生率	: 1.70（"）→1.34（"）
	（出典：人口動態統計（厚生労働省））
・年少人口	: 1,176,417人（平成25年1月1日現在）→1,094,402人（令和2年1月1日現在）
	（出典：神奈川県年齢別人口統計調査）

イ 結婚に係る現状

- 全国的に男女とも晩婚化が進んでいるが、本県は全国平均よりもさらに晩婚化が進んだ状況になっている。
- 生涯未婚率も全国の傾向と同様に増加しており、昭和45年から平成27年の45年間で、男性は約11倍に、女性は約4倍に増えている。

・平均初婚年齢 ※ [] は全国の値	
夫	: 27.4歳 [26.9歳]（昭和45年）→31.7歳 [31.0歳]（令和2年）
妻	: 24.7歳 [24.2歳]（"）→29.9歳 [29.4歳]（"）
	（出典：人口動態統計（厚生労働省））
・生涯未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値で、50歳時の未婚率） ※ [] は全国の値	
男性	: 2.23% [1.70%]（昭和45年）→24.93% [23.37%]（平成27年）
女性	: 3.57% [3.33%]（"）→13.77% [14.06%]（"）
	（出典：人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所））

ウ 理想の子ども数と予定と子どもの数

- 夫婦にとって理想的な子どもの数は、低下傾向にあり、平成27年は2.32人で過去最低を更新している。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数も、過去最低である2.01人となっている。

・理想子ども数（全国）	: 2.67人（昭和62年）→2.32人（平成27年）
・予定子ども数（全国）	: 2.23人（"）→2.01人（"）
	（出典：出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所））

(2) 子ども・子育てをめぐる現状

ア 家族のかたちの変化

- 県内の世帯構成では、18歳未満の子どものいる世帯が全体の2割以下（19.3%）となり、また、核家族化が進行している。

・核家族率	
18歳未満の子どものいる世帯	: 91.0%（平成27年）→93.1%（令和2年）
6歳未満の子どものいる世帯	: 93.3%（"）→94.6%（"）
	（出典：令和2年国勢調査（総務省））

イ 保育所等の利用申込率（就学前児童数に占める利用申込者の割合）等

- 利用申込率が右肩上がり伸びるなど保育ニーズの高まりが続いている。
- 保育所等利用待機児童数は306人（前年比△190人）と3年連続で減少し、過去最少を更新した。

・利用申込率：22.0%（平成22年4月1日現在）→42.0%（令和3年4月1日現在）
・待機児童数：4,117人（ ” ）→306人（ ” ）

（出典：次世代育成課資料）

ウ 児童虐待の状況

- 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる22,093件となっている。

・相談対応件数：8,324件（平成24年度）→22,093件（令和2年度）

（出典：子ども家庭課資料）

エ 子どもの貧困の状況

(ア) 子どもの貧困率

- 平成27年から平成30年にかけて0.4ポイント減少している。

・子どもの貧困率（※）：13.9%（平成27年）→13.5%（平成30年）

14.0%（ ” ※新基準）

※ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

※ 新基準：2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

（出典：令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省））

(イ) 児童のいる世帯と母子世帯の1世帯あたり平均稼働所得

- 児童のいる世帯と比べ、母子世帯の平均稼働所得は低い状況となっている。

・平均稼働所得

児童のいる世帯：686.8万円（全国、平成30年）

母子世帯 : 231.1万円（ ” ）

（出典：令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省））

(ウ) ひとり親世帯数

- ひとり親世帯数については、母子世帯、父子世帯ともに減少に転じている。

・母子世帯数：44,040世帯（平成27年）→38,079世帯（令和2年）

・父子世帯数：5,680世帯（ ” ）→5,159世帯（ ” ）

（出典：令和2年国勢調査（総務省））

(I) 生活保護世帯における子どもの数等

- 生活保護を受給している世帯の子どもは、令和元年度は15,813人となっている。
- 令和元年の生活保護世帯における母子世帯の数は6,747世帯で、そのうち5割以上が就労している。

・ 0～17歳の被保護実人員：22,129人（平成24年度）→ 15,813人（令和元年度）
・ 生活保護世帯である母子世帯数：9,106世帯（平成24年）→6,747世帯（令和元年）
上記のうち就労世帯の割合 ： 52.3%（ 〃 ）→ 55.3%（ 〃 ）

（出典：神奈川県生活保護）

2 青少年を取り巻く現状

(1) 青少年人口の推移

- 総人口に占める青少年人口（0～29歳の人口）の割合は減少傾向にあり、令和2年1月1日現在で27.5%、2,520,933人となっている。

・ 総人口に占める青少年人口の割合：27.4%（平成31年）→ 27.5%（令和2年）

（出典：国勢調査（総務省）、神奈川県年齢別人口統計調査）

(2) 青少年の意識（自己肯定感など）

- 「自分にはよいところがあると思う」と答えた小学生は81.0%、中学生は72.1%であり、「将来の夢や目標を持っている」と答えた小学生は82.1%、中学生は67.7%となっている。

（出典：令和元年度全国学力・学習状況調査（文部科学省））

(3) 青少年の就労

- 全国の大学（学部）卒業者のうち、大学院等に進学した者が11.3%、就職した者が77.7%である一方、進学も就職もしていない者が7.1%となっている。

（出典：令和2年度学校基本調査（速報値）（文部科学省））

- 全国の若年無業者（15～34歳のニート状態にある若者）の数は、令和2年は約69万人であり、若年人口2,503万人の約2.8%にあたる。年齢階級別にみると、15～24歳が37万人と最も多く、次いで25～34歳が32万人となっている。

・ 若年人口に占める若年無業者の割合（全国）：2.1%（平成30年）→ 2.8%（令和2年）
・ 若年無業者の数（全国）：約53万人（平成30年）→ 約69万人（令和2年）

（出典：労働力調査（基本集計）（総務省統計局））

(4) いじめ・暴力行為及び不登校の状況

- 国公立学校で認知されたいじめの件数は、令和元年度は29,188件（前年度比2,851件増）、暴力行為の発生件数は10,957件（前年度比597件増）となっている。
- 国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は、令和元年度は14,707人（前年度比1,489人増）となっている。

・ いじめの認知件数 ： 26,337件（平成30年度）→ 29,188件（令和元年度）
・ 暴力行為の発生件数： 10,360件（ 〃 ）→ 10,957件（ 〃 ）
・ 不登校児童・生徒数： 13,218人（ 〃 ）→ 14,707人（ 〃 ）

（出典：令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省））

(5) ひきこもりの状況

- 若者のひきこもりの割合は1.57%、全国で約54万1,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約4万1,000人になる。

（出典：平成27年度若者の生活に関する調査報告書（内閣府））

(6) 問題行動等

ア 非行少年の状況

- 県内で検挙・補導された非行少年は、令和2年は1,788人（前年度比165人減）となり、刑法犯で検挙・補導された少年は15年連続で減少している。

・非行少年 : 2,352人（平成30年）→ 1,788人（令和2年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

イ 不良行為少年の状況

- 令和2年中に不良行為少年として補導された少年は32,574人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が83.6%を占めている。

・不良行為少年 : 37,412人（平成年30）→ 32,574人（令和2年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

ウ 薬物乱用の状況

- 令和2年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は114人で、学校・職業別では有職、無職少年が86人と、全体の75.4%を占めている。

・薬物乱用少年 : 61人（平成30年）→ 114人（令和2年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

エ 福祉犯罪による被害の状況

- 令和2年中に少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害に遭った少年は537人となっており、法令別の割合では、刑法犯が33.3%、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が27.2%、県青少年保護育成条例違反が18.6%となっている。

・福祉犯罪の被害少年 : 677人（平成30年）→ 537人（令和2年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

オ SNS等に起因する事犯の被害児童の状況

- 令和2年中の出会い系サイトを利用した事犯の被害児童数は3人と減少し、SNSに起因する事犯の被害児童数は167人であった。

・被害児童数

出会い系サイト : 7人（平成30年）→ 3人（令和2年）

SNS : 167人（令和2年）

（出典：警察本部少年育成課資料）

(7) 携帯電話・スマートフォンのインターネット利用率及びフィルタリング利用率

- 携帯電話のインターネット利用率は、小学生は2.0%、中学生は1.8%、高校生は1.2%、スマートフォンのインターネット利用率は、小学生は44.4%、中学生は68.7%、高校生95.2%となっている。
- フィルタリング利用率について、携帯電話では、小学生は9.5%、中学生は7.1%、高校生は0%、スマートフォンでは、小学生は30.1%、中学生は47.5%、高校生は39.4%となっている。

（出典：令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府））

Ⅱ 子ども・青少年に関する取組状況

1 子ども・子育て支援に係る取組み

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法及び次世代育成対策推進法に基づき、計画期間を平成27年度から平成31年度までとする「かながわ子どもみらいプラン」（以下、「プラン」という。）を平成27年3月に策定した。

当該計画期間の終了後も、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和2年3月にプランを改定した。（計画期間：令和2年度から令和6年度）

プランの基本的視点である「子どもが生きる力」「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実強化する施策展開の方向性に沿って、具体的な施策を位置づけ、子ども・子育て支援に取り組んでいる。

【令和2年度の取組状況】

(1) 幼児期の教育・保育の需給計画

プランでは、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの充実を計画的に進めるため、各年度の需要量（量の見込み）と、それに対応する供給量（確保の内容）を定めている。

令和2年度は、需要量、供給量ともに概ね計画どおり進捗したが、ニーズの高い低年齢児の受け皿確保に引き続き務める必要がある。また、計画値の修正の要否については、計画中間年の見直しの際に検証する。

<教育・保育の需要量と供給量の状況>

	1号 (3～5歳: 教育希望)	2号 (3～5歳: 保育希望)	3号(0～2歳:保育希望)			計
			0歳	1～2歳	小計	
①需要量 (量の見込み)	97,800 (108,467)	108,960 (105,924)	14,175 (15,143)	68,359 (64,920)	82,534 (80,063)	289,294 (294,454)
②供給量 (確保の内容)	128,826 (128,291)	112,363 (108,502)	15,848 (16,591)	61,674 (64,007)	77,522 (80,598)	318,711 (317,391)
②－①(需給差)	31,026 (19,824)	3,403 (2,578)	1,673 (1,448)	▲ 6,685 (▲ 913)	▲ 5,012 (535)	29,417 (22,937)
②／①(需要量に対 する供給量の割合)	131.7% (118.3%)	103.1% (102.4%)	111.8% (109.6%)	90.2% (98.6%)	93.9% (100.7%)	110.2% (107.8%)

※ 上段が実績値、下段の()は計画値

(2) 教育・保育及び子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向上

ア 人材の確保

県独自地域限定保育士試験による資格取得支援、就業継続支援、潜在資格者の復帰支援等により人材の確保を図った。

今後も、低年齢児の保育ニーズや放課後児童クラブの指導員不足に留意し、保育士はもとより、保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者のほか、放課後児童支援員・補助員といった人材の確保に向けた取組を計画的に推進する必要がある。

<教育・保育に従事する人材の確保の状況>

職種	計画値 (A)	実績値 (B)	計画との差 (B-A)
幼稚園教諭	8,061人	7,361人	△256人
保育教諭	2,955人	3,065人	△354人
保育士	37,239人	33,066人	△424人
保育従事者	68人	41人	△93人
家庭的保育者	195人	109人	△74人
家庭的保育補助者	173人	69人	△256人

イ 人材の質の向上

以下のとおり研修の実施や研修事業に対する補助等を通じて人材の資質向上を図った。

引き続き、現場が直面する課題に対応した研修内容の充実や、職員の処遇改善の要件となる研修（保育エキスパート等研修、放課後児童支援員等資質向上研修）について、市町村のニーズを踏まえて着実に実施していく必要がある。

<質の向上に関する主な研修等の実施状況>

対象	実施状況
幼稚園教諭	・ 県私立幼稚園連合会が実施する、幼稚園教諭の資質向上に向けた階層別等の研修事業に対する補助（受講者 3,381人）
保育士	・ 保育エキスパート等研修の実施（修了者 8,419人） ・ 年齢別研修及び実技研修等の実施（受講者 4,854人） ・ 保育士研修を実施する市町村に対する補助（14市町村が実施）
子育て支援員等	・ 子育て支援員の現任研修を実施（受講者 65人）
放課後児童支援員	・ 放課後児童支援員認定資格研修の実施（認定者 1,195人） ・ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施（受講者 1,022人）

(3) 計画に基づく施策の実施状況

プランでは、「子どもが生きる力」「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実・強化するための具体的な施策を位置付けている。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、施策の推進には様々な制約が生じるが、状況を見極めながら、可能な限りの工夫を凝らして取り組む必要がある。

<プランに数値目標を設定した項目の実施状況（令和2年度）>

評価	達成率	目標数
A	100%以上	8目標 (36%)
B	75%以上～100%未満	7目標 (32%)
C	50%以上～75%未満	2目標 (8%)
D	50%未満	6目標 (24%)
合計		25目標 (100.0%) <計画上の目標数は、27目標>

	項目等	目標(R2年度) (a)	R2年度 達成状況(b)	達成率 (b/a)	評価
基本的視点1 「子どもが生きる力」を伸ばすために					
1	「いのちの大切さを学ぶ教室」の実施回数	80回	14回	17.5%	D
2	いのちの授業作文コンクール応募件数 (幼・小・中・高・特別支援合計)	8,500件	9,230件	108.6%	A
3	体力テスト総合評価5段階のうちD、Eの児童の割合	29.5%	国調査中止	—	— (※1)
4	親子ふれあい体操教室実施市町村数(累計)	11市町村	0市町村	0%	D
5	放課後子ども教室の実施箇所数(政令・中核市を除く)	181箇所	171箇所	94.5%	B
6	思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康など に関する健康教育等参加者数(累計)	45,000人	52,858人	117.5%	A
7	青少年エイズ・性感染症予防講演会の受講者数	12,000人	1,446人	12.1%	D
8	県内の全小学生6年生への児童向け喫煙防止啓発リーフレット配布数	県内全小学校 6年生全員に 配布	県内全小学校 6年生全員に 配布	100%	A
9	県立高校等での喫煙防止教育の実施校数	35校	8校	22.9%	D
10	神奈川県青少年保護育成条例の内容を知っている保護者の割合	66.0%	47.9%	72.6%	C
11	里親等委託率	19.2%	20.5%	106.8%	A
12	母子・父子自立支援員による相談件数	17,000件	21,883件	128.7%	A
13	保育エキスパート等研修に係る障がい児保育に関する研修の了者数(累計)	5,040人	5,052人	100.2%	A
14	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数(累計)	30人	32人	106.7%	A
15	いじめ認知件数のうち、「解消」した割合	100%	94.4% (R元年度実績)	94.4%	B

	項目等	目標(R2年度) (a)	R2年度 達成状況(b)	達成率 (b/a)	評価
基本的視点2 「保護者が育てる力」を発揮するために					
16	保育所等利用待機児童数	230人	498人 (R2.4.1現在)	48.8% (※2)	D
17	放課後児童クラブの施設数	1,503施設	1,388施設	92.3%	B
18	幼稚園教諭研修の受講者数(累計)	4,700人	3,381人	71.9%	C
19	保育エキスパート等研修の修了者数(累計)	43,825人	34,948人	79.7%	B
20	放課後児童支援員及び放課後子ども教室 指導者等の資質向上のための研修等の 実施回数	年20回	一回	—	— (※3)
21	妊娠出産について満足している者の割合	83.00%	83.5% (R元年度実績)	100.6%	A
22	風しん予防接種者報告件数(累計)	209,000件	180,906件	86.6%	B
23	県立学校の児童・生徒によるDIG(災害図上訓練)の 実施率	92.9%	43%	46.3%	D
基本的視点3 「社会全体が支える力」を大きくするために					
24	かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,640施設	3,583施設	98.4%	B
25	病児・病後児保育事業の実施市町村数(累計)	24市町村	19市町村	79.2%	B
26	25～44歳の女性の就業率(暦年)	76.5%	74.9% (R2.12月現在)	97.9%	B
27	事業所における育児休業利用者に占める男性の割合	11.7%	16.6% (R2.10.1現在)	141.9%	A

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止となったため、目標値に対する実績値がとれないことから評価を「—」とした。

※2 計画策定時の現況値(750人)と目標値(230人)の差(520人)を(a)とし、計画策定時の現況値(750人)と実績値(496人)の差(254人)を(b)として達成率(b/a)を算出。
254人(b) ÷ 520人(a) × 100 = 48.8%

※3 新型コロナウイルス感染症の影響により一部の研修をオンライン開催としたため、目標値に対する実績値がとれないことから評価を「—」とした。

2 子どもの貧困対策に係る取組み

本県では、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成27年3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定したが、令和元年度で5年間の計画期間が終了した。

引き続き、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子供の貧困対策に関する大綱の趣旨を踏まえ、令和2年3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」として改訂した。

計画では、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」「社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり」の5つの主要施策を定め、主要施策ごとに具体的な施策を位置づけ、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

【令和2年度の取組状況】

(1) 教育の支援

ア スクールソーシャルワーカー配置活用事業

社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを学校等に配置した。

イ 高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校）

授業料に充てるための高等学校等就学支援金を一定の収入額未満の世帯に支給した。

ウ 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開する。

a 子ども支援員の配置

b 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

(2) 生活の支援

ア かながわ若者サポートステーション事業

仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行った。

イ 民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助

社会的養育を必要とする子どもに、できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みをする民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助した。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 母子家庭等就業支援事業費

ひとり親家庭の自立のため、就業相談、就職支援のための講座、養育費相談等を実施した。

(4) 経済的支援

ア 児童扶養手当給付費

父母の離婚・父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給した。

(5) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

ア 子どもの貧困対策推進事業費

有識者などを構成員とした「かながわ子ども支援協議会」を開催し、県の子どもの貧困対策や計画の評価に関する意見聴取などを行うことにより、計画の効果的な推進を図った。

(6) 計画の推進・進捗管理・調査研究

ア 子どもの貧困対策推進事業費

令和2年度より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来の会場におけるセミナー等の開催に代わり、子どもの支援に係るレポートを作成し県ホームページ上に公表する、講義レポート形式による「子ども支援WEB講座」を開講し、子どもの貧困の理解促進を図った。

3 青少年の健全育成に向けた取組み

本県では、青少年の健全育成と自立への支援を県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、「かながわ青少年育成・支援指針」を策定し、課題に応じた様々な青少年施策を進めている。また、「青少年の健やかな成長を支え、自立・参加・共生をはぐくむ社会」の実現を図るため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年3月には、平成28年度から平成32年度までの5年間を展望し、同指針を改定した。

指針では、「すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援」「困難を有する青少年の社会的自立の支援」「社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり」の3つを基本目標に定め、基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開している。

【令和2年度の取組状況】

(1) すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

ア 子ども☆キラキラプロジェクトの推進

子どもの体力・運動能力の向上と運動習慣の確立、生活習慣の改善を図る取組みを推進している。

イ シチズンシップ教育

これからの社会を担う自立した社会人の育成に向けて、積極的な社会参加のための能力と態度を育成する実践的な教育を、シチズンシップ教育として位置付けて実施している。

ウ 青少年舞台芸術活動の推進

青少年の文化芸術に関する発表や、舞台芸術の鑑賞及び体験型事業を行うなど、青少年の舞台芸術活動への支援、県民の文化芸術の振興及び舞台芸術人材育成を図っている。

エ 文化芸術による子供育成総合事業

小学校・中学校に、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家の派遣をしている。子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップなどを実施している。

オ 体験学習をサポートする青少年の支援・指導者の育成

地域で子ども・若者の体験学習を推進する、支援・指導者を育成している。

<高校生が学習活動を通して、思考力・判断力・表現力を高められたと回答した割合>

年度	目標	実績
2020年度	78%	84.6%

<小学生が週3回以上外で遊んだり、運動やスポーツを実施したりする率>

年度	目標	実績
2019年度	53%	43.8%

※2020年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響から調査が中止となり実績値の把握が不可。

<県が関係する、子ども・青少年向け文化芸術の鑑賞・体験事業の参加者数>

年度	目標	実績
2020年度	一人	67,713人

※数値目標は、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」の計画期間に合わせ、2018年度（第1期神奈川県まち・ひと・しごと総合戦略に位置付けのある項目は2019年度）まで設定しているため、それ以降は目標の設定がない。

(2) 困難を有する青少年の社会的自立の支援

ア 地域若者サポートステーション

15～49歳までの無職で学校に通っていないニートなどの若者と、その家族を対象に、面接相談や就労セミナーなどの各種プログラムを実施。就業に向けた様々な支援を行っている。

令和2年度から、40歳代無業者及びその家族まで支援対象が拡大された。

イ いじめ問題への取組みの推進

複雑化・多様化するいじめ問題の現状を踏まえ、総合的かつ効果的な対策を推進するため、「神奈川県いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止や早期発見・早期解決などに取り組んでいる。

ウ 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導

児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、県教育委員会、県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等と締結した協定により、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行っている。

エ 児童虐待の防止を強化

児童相談所などにおける児童の安全確保の強化、市町村との連携強化に向けた環境改善、人材育成など、虐待防止のための緊急強化事業に取り組んでいる。

オ 性的マイノリティ（LGBT等）研修・相談

NPOと協働して、企業などに対し性的マイノリティ（LGBT等）の理解を促進するとともに、専門相談員の派遣による相談事業を実施している。

<国・県が協働で運営する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数>

年度	目標	実績
2020年度	一人	119人

<いじめ認知件数のうち、「いじめが解消しているもの」の件数の割合>

年度	目標	実績
2019年度	100%	94.4%

<児童虐待相談のうち、一時保護を必要とした子どもの割合>

年度	目標	実績
2020年度	11.0%	9.0%

(3) 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

ア 青少年保護育成条例に基づく取組みの推進

青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、「神奈川県青少年保護育成条例」に定められた各規定の実効性を確保するための調査・指導や啓発活動等の取組みを推進している。

イ 情報モラル教育の推進

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいた情報モラルの育成を図っている。

ウ 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり

市町村が主体となって実施する「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」を支援している。また、青少年が安全・安心に過ごすことができるよう、地域の見守りや居場所づくりを推進している。

エ 防犯人材育成事業

「セーフティかながわユースカレッジ」、「防犯ボランティアスキルアップセミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成している。

<青少年の深夜外出を規制する条例の周知度>

年度	目標	実績
2020年度	—%	31.3%

※数値目標は、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」の計画期間に合わせ、2018年度（第1期神奈川県まち・ひと・しごと総合戦略に位置付けのある項目は2019年度）まで設定しているため、それ以降は目標の設定がない。

< ICTを活用して、生徒に指導する能力があると回答した教員の割合 >

年 度	目 標	実 績
2019年度	—%	81.3%

※数値目標は、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」の計画期間に合わせ、2018年度（第1期神奈川県まち・ひと・しごと総合戦略に位置付けのある項目は2019年度）まで設定しているため、それ以降は目標の設定がない。

< 地域で活動する防犯ボランティアの育成数（累計） >

年 度	目 標	実 績
2020年度	一人	2,695人

※数値目標は、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」の計画期間に合わせ、2018年度（第1期神奈川県まち・ひと・しごと総合戦略に位置付けのある項目は2019年度）まで設定しているため、それ以降は目標の設定がない。